

議第44号

滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 2月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例

滋賀県建築基準条例（昭和47年滋賀県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しおよび同条第1項中「がけ」を「崖」に改め、同条第2項中「がけ」を「崖」に改め、同項第4号中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改める。

第36条中「指定するもの」の右に「、平均地盤面からの高さとして同表(イ)欄の2の項および3の項に掲げるもののうちから指定するもの」を加え、同条の表を次のように改める。

対 象 区 域		法別表第4 (イ)欄の4 の項イまた はロ	法別表第4 (イ)欄の2 の項および 3の項の平 均地盤面か らの高さ	法別表第4 (イ)欄の号
法別表第4(イ) 欄に掲げる地域 または区域	法第52条第1項各号 に掲げる建築物の容 積率が定められた区 域			
第1種低層住居 専用地域	10分の5の区域、10 分の6の区域および 10分の8の区域			(1)
	10分の10の区域			(2)
第2種低層住居 専用地域	10分の6の区域およ び10分の8の区域			(1)
	10分の10の区域およ び10分の15の区域			(2)
第1種中高層住 居専用地域	10分の10の区域およ び10分の15の区域		4メートル	(1)
	10分の20の区域		4メートル	(2)
第2種中高層住 居専用地域	10分の20の区域		4メートル	(2)
第1種住居地 域、第2種住居				

地域、準住居地域および近隣商業地域	10分の20の区域		4メートル	(2)
用途地域の指定のない区域	10分の10の区域	ロ		(3)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。